

税の申告に係るお知らせ

『公的年金等の源泉徴収票』が送付されます

令和3年中に国民年金、厚生年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた皆さんに、令和3年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月中に日本年金機構から送付さ

れます（障害年金や遺族年金は非課税所得のため送付されません）。

所得税等の確定申告の際の添付書類等として必要となりますので、大切に保管してください。

問い合わせ先…弘前年金事務所 Tel0172-27-1339

『障害者控除対象者認定書』の交付について

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が次の要件に該当する場合、市が交付する「障害者控除対象者認定書」によって一定の所得控除（所得税および住民税）を受けることができます。

対象となる要件…満65歳以上で、介護保険要介護認定（要支援1・2を除く）を受けている方や6カ月以上寝たきりの状態にある方

*身体障害者手帳、愛護手帳をお持ちの方は、それらの手帳により、この認定書がなくても控除を受けることができます。ただし、身体障害者手帳（身体障害者3～6級）等ですでに控除を受けている方でも、介護保険における要介護状態区分が要介護4または要介護5と認定されている方は、この認定書により特別障害者として控除を受けることができます。

交付を受けるには…

障害者控除対象者認定申請書に必要事項を記入の上、対象者の方の介護保険被保険者証（写し可）、申請者の方の身元確認書類（運転免許証、その他顔写真付きの公的身分証明書など）および印鑑を持参し、介護福祉課または各総合支所総合窓口係へお申し込みください。申請書は各窓口および市ホームページから入手できます。認定書は、後日、郵送しますので、余裕をもった申請をお願いします。

*令和3年の所得に関する「障害者控除対象者認定書」の交付は、1月4日(火)から申請できます。

問い合わせ先…介護福祉課 内線2449

スマホでいつでも！電子申告（e-Tax）ができます

自宅等でいつでも申告ができます。ぜひ、スマートフォン（スマホ）を利用した電子申告（e-Tax）をご利用ください。

e-Tax申告の流れ

【ステップ1】 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセス！

【ステップ2】 次の①か②のいずれかを選択

①マイナンバーカード方式

「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り

②ID・パスワード方式

税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を入力

【ステップ3】 収入や控除金額などを入力

*源泉徴収票を撮影すれば内容を自動入力できます。

【ステップ4】 e-Taxで送信！

*詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>）をご覧ください。

申告書作成会場を開設します

開設場所…五所川原税務署2階

開設日時…2月16日(水)～3月15日(火) 9:00～17:00

*土・日・祝日を除く。受付は16:00まで。

*入場整理券が必要です。当日、会場で配布します。

LINEを通じたオンラインによる事前発行もできます。

*配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

問い合わせ先…五所川原税務署 Tel34-3136

遺品整理・生前整理の事なら

高橋商会

1R30000～

ご相談、お見積り無料で承りますので
お気軽にご連絡ください。

営業時間 8:00～18:00

☎080-1859-3960 五所川原市水野尾字宮井42-1

雪でお困りの方必見!!

雪のお助けマン参上!

保存版 除排雪 雪降ろし

タイヤショベル導入しました。



雪の軽作業でも喜んで◎

お見積り無料

高齢者、女性の方等、玄関前や家の回りの除雪をシーズン中お伺いするご契約も受け付けております。

五所川原塗装工業会
有限会社 秋元塗装
五所川原市大字野里字野岸29の5
TEL-FAX 0173-29-3644

☎ご連絡先 090-2023-2226 (担当木村まで)